

議員提出第六号議案

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものであるが、現在の我が国は、年間自殺者が三万人を超え、三三〇万人の方々、国民の四十人に一人が精神疾患のために医療機関を受診しているという現実に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にあり、ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があると指摘されている。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうした「こころの健康」についての国民ニーズに応えられるものではない。

世界保健機関(WHO)は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標(障害調整生命年(DALY))を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱しているが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになっている。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえ(WHOの「命と生活障害の総合指標」による)、欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本ではそうした重要度に相応しい施策がとられてきていない。

「こころの健康危機」を克服し、安心して生活ができる社会、発展への活力ある社会を実現するためには、「こころの健康」を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、「こころの健康」についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十九日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 平田健二殿
内閣総理大臣 野田佳彦殿
厚生労働大臣 小宮山洋子殿